# 人事異動

## 内閣

国務大臣に任命する（各通）
　国務大臣　上川　陽子
　同　宮沢　洋一
　同　馬場みどり
願に依り本官を免ずる（各通）
　（松島みどり）
　同　小渕　優子
法務大臣を命ずる　上川　陽子
経済産業大臣を命ずる
　同　宮沢　洋一
内閣府特命担当大臣を命ずる
　内閣府特命担当大臣　宮沢　洋一
原子力損害賠償・廃炉等支援機構を担当させる
　国務大臣　宮沢　洋一
東京電力福島原子力発電所事故による経済被害への対応を政府一体となって円滑に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
　同　宮沢　洋一
成長産業を育成し産業競争力の強化に関する施策を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
○法務大臣臨時代理解職
　同　小川惠里子
　（山谷えり子）
内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○経済産業大臣臨時代理解職
　同　山本　早苗
　（高市　早苗）
内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　山本　早苗
　（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上十月二十一日）

## 財務省

（理財局財政投融資総括課資金企画室長）財務事務官　紀平　朋彦
願により本官を免ずる（十月十九日）
（国税庁次長）財務事務官　佐川　宣寿
国税庁長官林信光外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる
（独立行政法人住宅金融支援機構市場資金部ＩＲ担当部長）　坂本　和彦
財務事務官に任命する
理財局財政投融資総括課資金企画室長を命ずる（以上十月二十日）

## 防衛省

（自衛隊栃木地方協力本部長）
　一等陸佐　小林　勇夫
東部方面総監部付を命ずる
（陸上自衛隊研究本部主任研究開発官）同　小林　栄樹
自衛隊栃木地方協力本部長を命ずる（以上九月二十五日）
（警務隊本部）一等陸佐　堀　国秀
警務隊本部付を命ずる（九月二十八日）
（人事教育局衛生官付総括班兼防衛医科大学校講師兼航空幕僚監部首席衛生官付衛生官（航空衛生担当））一等空佐　加藤　圭
航空幕僚監部首席衛生官付衛生官（航空衛生担当）の兼補を解く
（航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長）
　同　岡本　兼一
兼ねて第七航空団勤務を命ずる（以上十月一日）
（海上幕僚監部人事教育部補任課）一等海佐　松本　完
海上幕僚監部人事教育部補任課服務室長を命ずる
（阪神基地隊副長）同　水上　直樹
ちはや艦長を命ずる
（海上幕僚監部人事教育部補任課服務室長）同　河上　康博
掃海隊群司令部勤務を命ずる
（阪神基地隊）同　髙岩　俊弘
阪神基地隊副長を命ずる
（ちはや艦長）同　布田　英二
対馬防備隊司令を命ずる
（対馬防備隊司令）同　鈴木　亨
海上自衛隊第一術科学校教育第二部長を命ずる
（海上自衛隊第一術科学校教育第二部長）同　中藤　琢雄
海上自衛隊第一術科学校付を命ずる
（自衛隊体育学校）一等陸佐　益子　卓
自衛隊体育学校第二教育課長を命ずる
（自衛隊体育学校第二教育課長）
　同　宮原　厚次
自衛隊体育学校付を命ずる
（自衛隊中央病院第三外科部長兼自衛隊横須賀病院）一等海佐　大草　康
自衛隊中央病院第四外科部長を命ずる
兼ねて自衛隊横須賀病院勤務を命ずる
（自衛隊中央病院第五外科部長）
　一等陸佐　宇都宮勝之
兼ねて自衛隊中央病院第三外科部長を命ずる（以上十月十日）
（第一航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）一等海佐　大内　研治
派遣海賊対処行動航空隊司令の兼補を解く（十月十二日）

# 皇室事項

**信任状捧呈式**

十月十六日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在チェコ国特命全権大使トマーシュ・ドゥプの信任状捧呈式を行われた。

十月十六日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在フランス国特命全権大使ティエリー・ダナの信任状捧呈式を行われた。

十月十七日午後二時三十分、宮中において、新任本邦駐在アイルランド国特命全権大使アン・バリントンの信任状捧呈式を行われた。

十月十七日午後三時、宮中において、新任本邦駐在ボリビア国特命全権大使エリック・ミッチェル・サアベドラ・メンディサバルの信任状捧呈式を行われた。

**認証官任命式**

十月二十一日午前十時三十五分、宮中において、国務大臣上川陽子及び同宮沢洋一の認証官任命式が行われた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十六年十月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録年月日　平成二十六年十月十日
(二) 登録番号　操更講第八十四号
(三) 登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　諏訪田　登
(四) 住所　鹿児島県鹿児島市三和町一六―六
(五) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　諏訪田海事事務所　鹿児島県鹿児島市三和町一六―六

**登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十六年十月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録年月日　平成二十六年十月十日
(二) 登録番号　操失講第八十四号
(三) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　諏訪田　登
(四) 住所　鹿児島県鹿児島市三和町一六―六
(五) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　諏訪田海事事務所　鹿児島県鹿児島市三和町一六―六